

事務連絡
平成28年4月21日

各消費生活協同組合(連合会) 代表理事 殿

東京都生活文化局
消費生活部取引指導課長

消費税増税に係る軽減税率対策補助金等について (情報提供)

厚生労働省から、平成29年4月に施行される消費税軽減税率制度(以下、「軽減税率制度」という。)について、軽減税率(複数税率)への対応が必要となる中小企業・小規模事業者へのレジ導入・システム改修費の補助に関する公募要領、軽減税率制度に関する取扱通達などが、下記のとおり、関係各府庁のウェブページに掲載された旨の情報提供がありました。

軽減税率制度の施行に伴い、事業者は、個々の商品の適用税率を把握しておく必要があります。また、複数税率に対応したレジの導入等やシステムの改修等が必要になる場合があります。

貴組合(連合会)におかれましては、各ウェブページを参考に、軽減税率に対応するための必要な準備を進めていただきますようお願いいたします。

なお、各ウェブページに掲載されている情報については、下記【各関係府庁】へご連絡ください。

記

1 軽減税率対策補助金について【中小企業庁】

URL : <http://kzt-hojo.jp/>

※ 出資総額5千万円以下又は従業員数50人以下の消費生活協同組合が対象となっています。

2 消費税の軽減税率制度について【内閣府】

URL : http://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/keigen_zeiritsu/index.html

3 軽減税率関係の通達及びQ&A【国税庁】

(1) 消費税の軽減税率制度に関する取扱通達の制定について(法令解釈通達)

URL : <http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kobetsu/kansetsu/160412/160412.pdf>

(2) 消費税の軽減税率制度に関するQ&A(制度概要編、個別事例編)

ア 制度概要編

URL : <http://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/02.pdf>

イ 個別事例編

URL : <http://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/03.pdf>

<担当者>

東京都生活文化局消費生活部取引指導課
生活協同組合担当

住所：東京都新宿区西新宿2-8-1

電話：03(5388)3060

E-mail : S0000580(at)section.metro.tokyo.jp